

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年2月16日（平成28年（行情）諮問第145号）

答申日：平成28年6月8日（平成28年度（行情）答申第109号）

事件名：開示請求者の病状につき作成された文書（特定刑事施設保有）の開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「貴所が請求者（特定個人名）の病状（特定病名）につき、作成した全ての文書。（特定刑事施設保有）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年10月15日付け名管総発第244号により名古屋矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 不開示決定が違法・不当であること

（ア）本件では、処分庁は、本件「請求は、特定の個人が刑事施設に収容されていることなどを前提としたもので、開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照会することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を明らかにすることによりと同様の結果となるため、法8条の規定により不開示」とした（添付資料略）。

しかし、不開示処分は違法・不当である。以下詳述する。

（イ）法5条は、開示を原則としつつ、開示による不利益との調整を図るため、一定の合理的な理由により不開示とする必要がある情報を

「不開示情報」として、各号に限定的に列挙し、開示請求に係る行政文書を不開示情報のいずれかが記録されている場合を除いて、行政機関の長には、当該行政文書を開示する義務があることを規定したものである。

また、5条1号の目的は、個人の正当な権利利益の保護であり、その中核的部分はプライバシーである。そこで、本条本文は、本条柱書の原則開示の例外に関する情報が不開示情報となる場合の要件を定めているが、本号本文に該当する情報であっても、本号ただし書に該当する情報は、例外的に開示されているのである。

上記法の趣旨及び目的からすると、そもそも本件請求文書の一部については平成27年3月12日（特定文書番号）付で、特定刑事施設長特定個人から、特定弁護士に対し、弁護士法に基づく照会に準じて、回答がされており（添付資料略）、法5条1号に規定する特定個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当しないというべきである。

また、仮に該当するとしても、下記の事情から、法5条1号口「人の生命、健康・・・を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当することから、開示されなければならない。

本件は、特定刑事施設に在所中、特定病名との診断を受け、特定臓器の全摘出することをすすめられた請求人が、特定機能を喪失し人工臓器を装具する場合のQOL（生活の質）の低下や感染症が発生するリスク等を懸念し、特定臓器を全摘出しない治療法を希望し、自身の病状に関する情報の開示を求めたものである。

人権を保障し尊重する憲法の精神（憲法13条）、及び国際人権規約（自由権規約）10条の規定に鑑みれば、人権は刑事施設の被収容者であっても等しく保障される。自己の病状についてのあらゆる情報を知る権利、特定病名の全摘出という治療を受けるという自己決定権も当然保障されているのであり、本件請求個人情報の開示はこれらに含まれる。これに対し、請求人のプライバシーに関する権利は、性質上放棄可能な法益であり、本件請求個人の開示により、付随的に自身のプライバシー情報が侵害されることについては、甘受している。

このような本件の個別的な事情を踏まえると、法5条1号口「人

の生命、健康・・・を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当することから、開示されなければならないものであり、全部を不開示処分としたのは、違法・不当である。

イ 小括

以上から、不開示決定処分は取り消されるべきである。

(2) 意見書

ア 法5条1号の不開示情報にあたらぬこと

(ア) 諮問庁の主張

諮問庁は、「貴書が請求者（特定個人名）の病状（特定病名）につき、作成した全ての文書」の存否を答えることは、特定個人が特定刑事施設に収容されている又は収用されていたという事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。本件存否情報は、法5条1号に規定する個人に関するものであることから、同号の不開示情報に該当することは明らかであると主張する。

しかし、かかる主張は誤りである。

(イ) 不開示情報に該当しないこと

法5条は、開示を原則としつつ、開示による不利益との調整を図るため、一定の合理的な理由により不開示とする必要がある情報を「不開示情報」として、各号に限定的に列挙し、開示請求にかかる行政文書を不開示情報のいずれかが記録されている場合を除いて、行政機関の長には、当該行政文書を開示する義務があることを規定したものである。

また、法5条1号の目的は、個人の正当な権利利益の保護であり、その中核的部分はプライバシーである。そこで、本条本文は、本条柱書の原則開示の例外に関する情報が不開示情報となる場合の要件を定めているが、本号本文に該当する場合であっても、本号ただし書に該当する情報は、例外的に開示されているのである。

上記法の趣旨及び目的からすると、そもそも本件請求文書の一部については平成27年3月12日（特定文書番号）付で、特定刑事施設長特定個人名から、特定弁護士に対し、弁護士法に基づく照会に準じて、回答がなされおり、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当しないというべきである。

イ 法5条1号口に該当し開示が義務づけられていること

(ア) 諮問庁は、「本件存否情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために何人にも開示することが必要な情報であるとはいえないことから、同号ただし書口に該当しない」と主張する。

しかし、かかる主張は誤りである。

(イ) 法5条1号ただし書口に該当すること

A 同号1号ただし書の該当性判断規準

同号1号ただし書口は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」の開示を行政機関の長に義務づけている。人の生命、健康その他の基本的な権利利益を保護することは、行政機関の基本的な責務とされているからである。

同1号ただし書口の規定は、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことによる個人の権利利益を比較衡量し、前者の利益が後者の利益のそれを上回るときにはこれを開示する趣旨である。

この比較衡量に際しては、不開示により保護される利益と開示により保護される利益の双方につき、各利益の具体的性格を慎重に検討する必要がある。すなわち、開示により保護される利益については、生命、身体等の非財産的法益と財産的法益の場合では要保護性に差異が生ずる。また、現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる（詳解情報公開法，総務省行政管理局，国立印刷局参照）。

B 法5条1号ただし書口に該当すること

a 本件における利益衡量

審査請求人は、平成27年2月26日の時点で、特定病名（中略）と診断され、特定臓器を全摘出することをすすめられていた。もっとも、審査請求人は、特定臓器を全摘出した場合には、特定機能を喪失し人工臓器を装具する場合のQOL（生活の質）の低下や感染症が発生するリスク等を懸念し、特定臓器を全摘出しない治療法を希望していた。特定病名は日々進行するものであり、治療法について早期に決定する必要があった。

このように本件開示により保護される利益は、現に特定病名に罹患し、生命の危険に晒されている審査請求人の生命、健康を保護するためのものであった。

他方、公にしないことによる個人の権利・利益は、当該審査請求のプライバシー情報であった。審査請求人のプライバシーに関する権利は、性質上放棄可能な法益であり、本件請求が自身の生命、健康を保護するためにより、自己のプライバシー情報が侵害されることについては、甘受していた。

このように、本件対象文書を公にすることにより保護される審査請求人の生命、健康等の利益と、当該情報を公にしないことによる審査請求人のプライバシーに関する利益とを比較衡量した場合には、前者の利益が後者の利益を上回ることは明らかである。

b 小括

したがって、本件対象文書は法5条1号ただし書口の人々の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当すると認められる。

ウ 結論

以上から、不開示決定処分は取り消されるべきである。

第3 諮問庁の説明

1 本件開示請求は、特定刑事施設が保有する「貴所が請求者（特定個人名）の病状（特定病名）につき、作成した全ての文書。」を請求するものであるところ、本件対象文書は、特定刑事施設に収容されている又は収容されていた特定個人が、収容中に診療を受けたという事実を前提として作成されるものである。

2 本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が特定刑事施設に収容されている又は収容されていたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。本件存否情報は、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、当然に特定個人の識別性を有するものであることから、同号の不開示情報に該当することは明らかである。

そして、本件存否情報は、これを広く一般に公にする制度ないし実態があるものとは認められず、また、そのような性質を有するものとは考えられないことから、同号ただし書イに該当しないものと認められる。さらに、本件存否情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために何人にも開示することが必要な情報であるとはいえないことから、同号ただし書口に該当しないものと認められ、同号ただし書ハに該当するとすべき事情も存しない。

したがって、法8条の規定により本件開示請求を拒否すべきものと認め

られる。

- 3 以上のとおり、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により、不開示とすべき個人を識別することができる情報が開示されるのと同様の結果が生じるとして、本件開示請求を拒否した原処分は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月22日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年6月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件対象文書は、「貴所が請求者（特定個人名）の病状（特定病名）につき、作成した全ての文書。（特定刑事施設保有）」であり、処分庁は、本件対象文書の存否を答えることにより、法5条1号に該当する不開示情報を開示するのと同様の結果を生じさせるとして、法8条に基づき、その存否を明らかにせず本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを主張しているが、諮問庁は原処分が妥当である旨説明していることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

本件対象文書は、特定個人が特定刑事施設収容中に診療を受けたという事実を前提として作成されるものであるため、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が、特定の刑事施設に収容されている又は収容されていた事実の有無（本件存否情報）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

そして、本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるから、法5条1号本文前段に該当するところ、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、さらに、同号ただし書ハに該当する事情も存しない。

また、本件存否情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人にも開示することが必要な情報であるとは考えられないことから、法5条1号ただし書ロに該当するとも認められない。

以上のことから、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不

開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史